

事業群評価調書(平成28年度実施)

| | | | |
|-------|-----------------------------------|-----------|------------|
| 基本戦略名 | 3 互いに支えあい見守る社会をつくる | 事業群主管所属 | 福祉保健部障害福祉課 |
| 施策名 | (2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり | 課(室)長名 | 柴田 昌造 |
| 事業群名 | ② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実② | 事業群関係課(室) | 雇用労働政策課 |

1. 計画等概要

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待の防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。

| 事業群指標 | 最終目標(H32) | 基準値(H26) | 実績(H27) | 達成率 | 【進捗状況の分析】 |
|----------------------------------|-----------|----------|---------|-----|---|
| 障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額 | 18,200円 | 14,664円 | 15,255円 | - | 障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。長崎県内の平均工賃は、全国平均をやや下回り、順位としては中位程度に位置している。現状の課題として、①商品づくりのノウハウや生産能力が不足している等により、一つの事業所では大規模な受注に対応することが難しい、②除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している、③経営のノウハウが不足しているため、効率よく収益に繋げることができていない、などがあげられる。このため、県では「第2期長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。 |
| 事業群の進捗状況 | | | - | | |

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

《取組項目及び現状と課題》

i) 福祉施設から一般就労への支援等

障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。長崎県内の平均工賃は、全国平均をやや下回り、順位としては中位程度に位置している。課題として、①商品づくりのノウハウや生産能力が不足している等により、一つの事業所では大規模な受注に対応することが難しい、②除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している、③経営のノウハウが不足しているため、効率よく収益に繋げることができていない、などがあげられている。

ii) 障害者の就労支援

障害者等が安心して暮らすためには、働くことにより生活基盤を図り、社会とのつながりを持つことが重要である。そのため、障害者等を対象とした就職面接会や雇用支援のつどいの開催等により雇用機会の拡大を図っている。
障害者等が一般就労を継続するには就職時の支援だけでなく、就職後のフォローが必要となる。そのため障害者就業・生活支援センターにおいて、「就業面」と「生活面」での支援を一体的に行うことにより、就職の促進や職場定着などの障害者の自立の支援を図っている。

2. 27年度取組実績

| 取組項目 | 事務事業名 所管課(室)名 | 事業期間 | 事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円) | | | 事業概要 | | 指標(上段:活動指標、下段:成果指標) | | | | | 事業の成果等 | 中核事業 |
|---------|---------------------|--------|------------------------|--------|-----------------|--|---|------------------------------|-------------------|-------|-------|--|---|---|
| | | | H27実績 | 一般財源 | 人件費(参考) | 事業対象 | 事業内容 (事業の実施状況) | 指標 | 主な目標 | H27目標 | H27実績 | 達成率 | | |
| | | | H28計画 | 一般財源 | 人件費(参考) | | | | | H28目標 | — | — | | |
| 取組項目 i | 障害者就業生活支援事業 | H14- | 23,154 | 11,578 | 4,028 | 社会福祉法人等 | 障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置している。センター経費のうち、生活支援員の経費を負担した。 | 活動指標 | センター設置箇所数(箇所) | 4 | 4 | 100% | H27.8に県南圏域の障害者就業・生活支援センターを新規に委託したため、登録者数が減少したが、指定後は徐々に増加している。就職を希望する障害者、在職中の障害者、事業所に対し、関係機関と協力をして就業面・生活面の相談・支援を行った。 【センター登録者数】 H23:1301人、H24:1383人、 H25:1441人、H26:1622人、H27:1,520人 | |
| | | | 33,303 | 16,652 | 4,033 | | | 成果指標 | 登録者数(人) | 1,650 | 1,520 | 92% | | |
| | 障害福祉課 | H18- | 7,821 | 5,700 | 4,028 | 障害福祉サービス事業所等 | 障害者が地域社会において自立した生活を送れるよう、就労移行支援事業所等職員の育成を図ることなどにより、一般就労への移行を支援した。一方、一般就労が困難な方に対しては、就労継続支援事業所等の商品・サービスの売り上げ増を図った。また、農業分野での障害者の就労支援、工賃向上、農業分野への職域拡大につなげるため、就労継続支援B型事業所へ農業技術者や6次産業化の専門家の派遣を実施する。 | 活動指標 | 就労移行支援事業所等職員研修(回) | 1 | 1 | 100% | | 福祉施設からの一般就労については、施策の効果とともに、障害者雇用に対する企業の理解が進んだことなどにより、年々増加傾向にあり、H27年度は大幅に増加したものの、目標値は達成することができなかった。平均工賃については、「第2期長崎県工賃向上計画」に基づき、各種の施策を実施し、年々、増加傾向にあり、目標を達成することができた。 【一般就労者数】 H23:105人、H24:133人、 H25:148人、H26:143人、H27:171人 【平均工賃月額】 H23:13,209円、H24:13,846円、 H25:13,894円、H26:14,664円、H27:15,255円 |
| | | | 12,386 | 6,194 | 4,033 | | | 成果指標 | 福祉施設からの一般就労者数(人) | 182 | 171 | 93% | | |
| 障害福祉課 | H11- | 8,801 | 8,801 | 3,222 | 障害のある方やその家庭、事業主 | 障害者就業・生活支援センター業務を行う法人への指導及び運営費の補助を行った。 | 活動指標 | 職場実習件数(件) | 180 | 145 | 80% | | | |
| | | 11,851 | 11,851 | 3,226 | | | 成果指標 | 障害者就業・生活支援センターを利用した人の就職者数(人) | 182 | 175 | 96% | | | |
| 取組項目 ii | 障害者就業・生活支援センター事業促進費 | H11- | 67 | 67 | 0 | 障害のある方や事業主 | (雇用対策法により国および県が実施)障害者等への訓練受講指示は労働局の所管であるが、国の助成金で同趣旨の制度であるトライアル雇用制度や特定求職者雇用開発助成が活用されたため、27年度は実績がなかった。 | 活動指標 | — | — | — | H27.4.1～H27.7.31まで県南圏域の障害者就業・生活支援センターにおいて、センター指定取消しによる空白期間があったため、支援実績は前年と比べて低下したが、空白期間がない圏域のセンターにおいては、支援実績はおおむね順調に推移した。 長期的な助成金を活用した雇用と短期的な職場適応を見極める訓練があり、事業主の受け入れ職種と障害者の能力をハローワークが調整し支援メニューを決めているが、助成金活用が主流となっており、職場適応訓練が実施されていない。 | | |
| | | | 1,093 | 604 | 0 | | | 成果指標 | 継続雇用率(%) | 90 | — | | — | |
| | 職場適応訓練費 | S41- | — | — | — | 障害のある方や事業主 | (雇用対策法により国および県が実施)障害者等への訓練受講指示は労働局の所管であるが、国の助成金で同趣旨の制度であるトライアル雇用制度や特定求職者雇用開発助成が活用されたため、27年度は実績がなかった。 | 活動指標 | — | — | — | | | |
| | | | — | — | — | | | 成果指標 | 継続雇用率(%) | 90 | — | | — | |

3. 検証及び問題点の抽出

【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

i) 福祉施設から一般就労への支援等

一般就労移行対策として、障害者雇用事業主等による企業向け障害者雇用の啓発、施設職員向け就労移行スキルアップセミナーを実施した。「障害者就業・生活支援センター」が、未設置であった五島圏域に、新たに、センターを設置した。工賃向上については、商品販売会広報等事業、長崎県CSR通信の発行、商品力・販売力アップ支援事業等を継続して実施した。この結果、平均工賃月額は目標を達成したが、一般就労移行は目標をやや下回った。原因として、①商品づくりのノウハウや生産能力が不足している等により、一つの事業所では大規模な受注に対応することが難しい、②除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している、③経営のノウハウが不足しているため、効率よく収益に繋げることができていない、などがあげられ、さらなる施設職員のスキルアップが必要である。

ii) 障害者等を対象とした就職面接会を長崎労働局や自治体と共催し、県内4ヶ所で実施した。参加者は501名で就職者は68名と、就職者は過去最高であった。障害者雇用支援のつどいを開催し雇用機会の拡大を図った。

障害者等に対し「就業面」と「生活面」での支援を一体的に行い、就職の促進や職場定着を図る「障害者就業・生活支援センター（以下、センターという）」への指導及び運営費補助を行った。平成27年度のセンター支援による就職者は175名と前年度就職者数182名を下回ったが、理由としては県南圏域において、センター受託法人指定取消しにより平成27年4月1日から平成27年7月31日まで支援の空白期間が生じたことが大きい。なお、国はセンターを全障害福祉圏域に設置することとしているが、当県においては離島の3圏域（壱岐・対馬・上五島）が、就業機会が少ないなどにより国の設置要件を満たす法人がなく未設置圏域となっている。国の設置要件の主なもので就職者数があるが、離島においては達成が厳しいのが現状であり、今後センターを設置するためにはこの点をクリアする必要がある。

職場適応訓練は雇用対策法により国及び県で実施する事業であるが、国の助成金で同趣旨の制度であるトライアル雇用制度や特定求職者雇用開発助成金が主に活用されており、平成27年度は実績がなかった。



4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】

【個別事務事業の見直し】

| | 事務事業名 | | 事業構築の視点 | 見直しの方向 | 見直し区分 |
|---|---------------------|---------|--|--------|-------|
| | 事務事業名 | 事業構築の視点 | | | |
| i) 「第4期長崎県障害福祉計画」、「第2期長崎県工賃向上計画」に基づき、各種の事業に取り組む。一般就労への移行を支援するため、引き続き施設職員向け就労移行スキルアップセミナーを実施する。工賃向上については、商品販売会広報等事業、長崎県CSR通信の発行、商品力・販売力アップ支援事業、農福連携による障害者の就農促進事業を継続して実施する。 | 障害者就業生活支援事業 | ② | 引き続き、「障害者就業・生活支援センター」の充実を図ることで、一般就労の促進と職場定着を高めていく。また、現在、未設置の圏域（上五島、壱岐、対馬）について、国のセンター設置要件を満たすべく関係機関と連携しながら、センター設置の方向性を検討していく。 | 拡充 | |
| | 障害者一般就労・工賃向上支援事業 | ② | 商品販売会広報等事業、長崎県CSR通信の発行、商品力・販売力アップ支援事業、農福連携による障害者の就農促進事業など各種事業の充実を図り、工賃向上を目指す。 | 現状維持 | |
| ii) 障害者等が安心して暮らすための支援の充実 障害者等の雇用機会の拡大を図るために、就職面接会や雇用支援のつどいを今後も継続していく。障害者就業・生活支援センターの指導や補助も継続して行うことで、職場定着等の支援の充実を図る。 | 障害者就業・生活支援センター事業促進費 | ⑩ | 障害者等の雇用の促進を推進する上で、「就業面」と「生活面」から支援する当センターは重要な役割があり、今後も指導や補助を続けていく。また、現在未設置の圏域（上五島、壱岐、対馬）について、国のセンター設置要件（特に就職実績）を満たすべくセンター受託希望法人とハローワークとの連携を促し、就職実績を積み重ね、センター設置の方向性を検討していく。 | 拡充 | |
| | 職場適応訓練経費 | ⑧ | 障害者雇用促進の選択肢を広げるため職場適応訓練も必要な制度であるが、同趣旨の国の助成金制度（トライアル雇用・特定求職者雇用開発助成金）が活用され、職場適応訓練の実績がない現状は見直す必要がある。ただし、訓練に対する受講指示は労働局（ハローワーク）の所管であるので、労働局と協議し受講指示可能性がないということであれば、次年度の事業のあり方について再度検討していく。 | 縮小 | |